

## 第6回 横浜市税制調査会

日時：平成25年7月18日（木）15時30分～17時30分

場所：市内の特別緑地保全地区、市民の森ほか

### 1. 開会

15:30

### 2. 議題

15:40～17:25

実地調査（横浜みどり税を活用した事業の視察）

- ① 舞岡ふるさと村（舞岡ふるさとの森ほか）
- ② 舞岡公園
- ③ 飯島町特別緑地保全地区
- ④ 柏尾スマイル保育園
- ⑤ 中区山手町

### 3. 閉会

17:30

## 平成 25 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

抜粋版

## 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)

---

### 4 か年(平成 21 年度～平成 24 年度)の 事業・取組の評価・検証



平成 25 年 5 月  
横浜市環境創造局

## 4 横浜みどり税による成果

### (1) 樹林地を守る施策

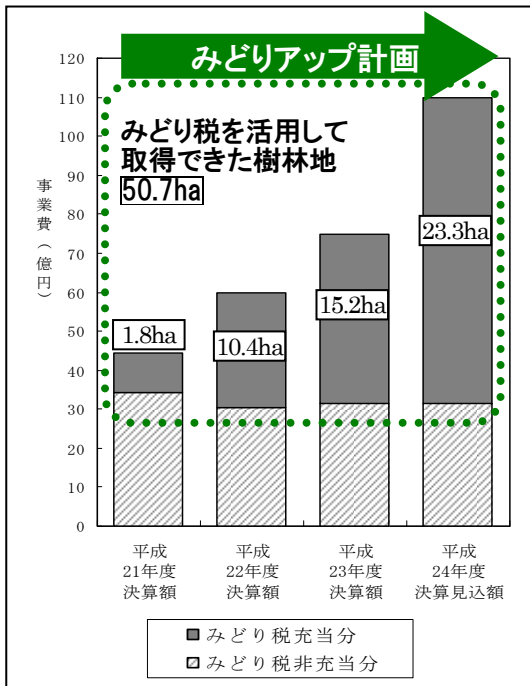


#### 【主な事業による成果】

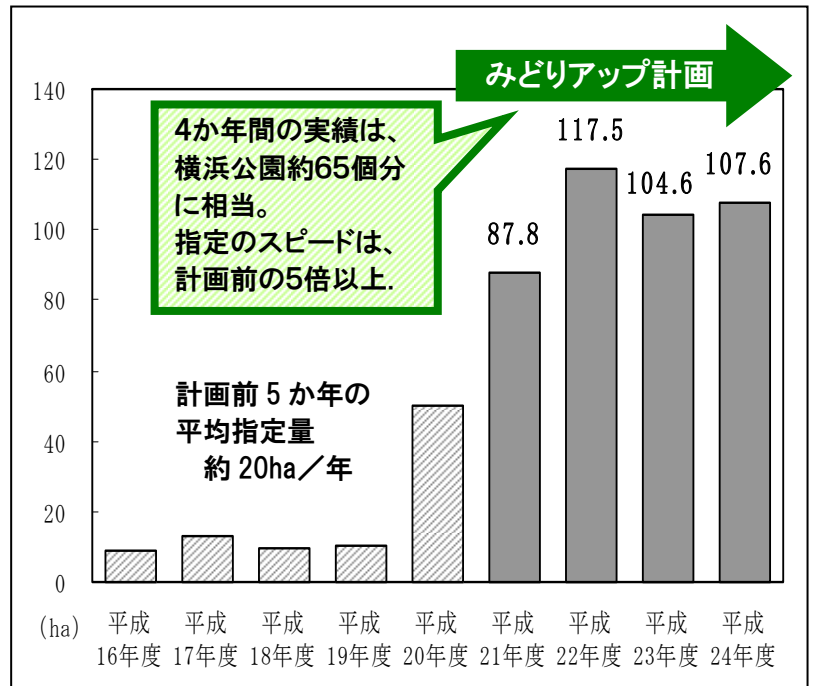
##### 指定・買取による樹林地の保全

4か年事業費：289億円    みどり税非充当事業 127億円  
 みどり税充当事業 162億円  
 [内みどり税 37億円]

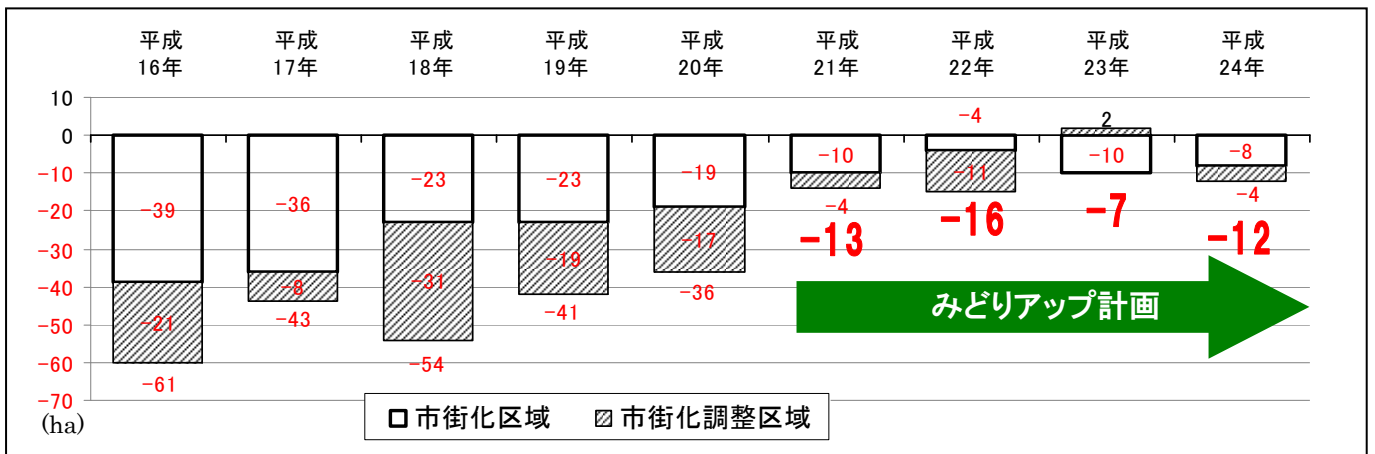
- みどり税を活用することで、指定地での買取希望に対して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができた
- 不測の事態による買取希望などに対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進んだ
- 指定・買取が大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化した



【図】 樹林地取得の事業費の推移



【図】 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移



【図】 課税地目山林面積の推移 (※固定資産概要調書等をもとに集計)

### 【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

3	<b>市民の森等の管理</b>	みどり税充当額	8億6,900万円
	多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等の間伐や下草刈りなどの管理を実施した 市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の整備などの管理を実施した	市民の森等の管理：572.4ha 危険斜面の整備：22か所	
4	<b>民有樹林地の維持管理の助成</b>	みどり税充当額	9,300万円
	樹林地所有者が保有し続ける課題の一つである、維持管理の負担軽減のため、緑地保全制度に指定している民有樹林地の維持管理の助成を進めた	維持管理の助成：267件	
5	<b>市民協働による緑地の維持管理</b>	みどり税充当額	4,900万円
	多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等で、樹林地の将来像や維持管理の考え方を定める「保全管理計画」を市民協働で策定した	保全管理計画の策定：14か所	
6	<b>森づくりリーダー等の育成</b>	みどり税充当額	1,000万円
	森の維持管理を市民との協働により進めるため、「森づくりリーダー」など、森に関わる人材育成を進めた	森づくりボランティア：164人 森づくりリーダー：39人 はまレンジャー：20人	
7	<b>樹林地管理団体の活動助成</b>	みどり税充当額	2,100万円
	森づくり活動を行っている団体に対して、積極的な森づくり活動を支援するための助成や、道具の貸出などの支援を行った	愛護団体・森づくりボランティアの支援：224団体	
8	<b>森の楽しみづくり事業</b>	みどり税充当額	1億1,600万円
	樹林地の魅力や保全の意義を啓発・PRするため、楽しみながら保全活動に関心を持つきっかけとなるような、さまざまな体験型講座を実施した	森林教室の開催：231回 (約1万7千名参加)ほか	
9	<b>みどりの夢かなえます事業</b>	みどり税充当額	1,700万円
	市民団体から、樹林地の保全と利活用の提案を募集し、優れた提案の実施を支援することで、市民協働による樹林地の保全を推進した	提案に対する実施支援：14件	
9	<b>間伐材のチップ化支援</b>	みどり税充当額	2,400万円
	樹林地の維持管理で生じた間伐材の活用を図るため、森づくり団体に対して、間伐材のチップ化作業の支援を行った	間伐材のチップ化作業支援：131回	

※みどり税充当額は4か年の合計・百万円未満は四捨五入

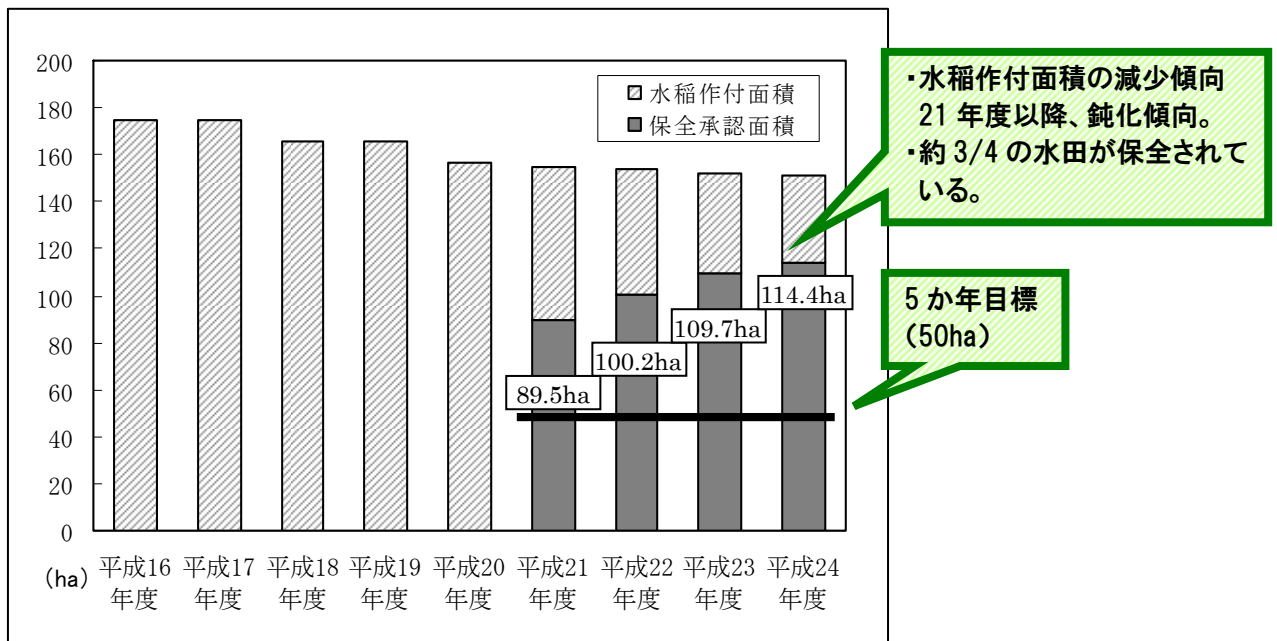
## (2) 農地を守る施策



### 【主な事業による成果】

#### 水田の保全 (4か年事業費: 1億2,400万円[うちみどり税: 1億2,400万円])

- 水田は、優れた田園景観を構成するだけでなく、洪水防止や気象緩和などの重要な役割を担っている
- 農地としての収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少している
- 一定期間、水田として継続することを条件に、みどり税を活用した支援を行うことで、約114ha・市域の水田の約4分の3を保全することができた



【図】 水稲作付面積と保全承認面積の推移



【写真】 身近な水田の風景(港北区)



【写真】 秋の風景(戸塚区)

### 【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

16 ・ 32	<b>農園付公園の整備</b>	みどり税充当額	2億 400万円
	農地や里山景観を保全し、市民の農体験の機会を増やす農園付公園について、用地取得や設計・施設整備を進めた	事業推進中：5.2ha 設計：5か所 整備：1か所	
19	<b>収穫体験農園の開設支援</b>	みどり税充当額	1億2,100万円
	身近なところで地産地消を実感できるよう、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる果樹園や農園の整備に対し支援を行った	収穫体験農園の整備に対する助成：15.7ha	
20	<b>食と農との連携事業</b>	みどり税充当額	800万円
	農家と市民・企業、様々な人や団体が連携した新たな地産地消の取組として、「食と農の祭典」をはじめとする様々な取組を展開した	様々な団体・企業等が連携した、新たな地産地消の取組：13件	
26	<b>農地への不法投棄対策</b>	みどり税充当額	5,800万円
	不法投棄が多発している農業専用地区などに、監視警報装置の設置や夜間監視パトロールを行うとともに、地域団体の清掃活動等を支援した	監視警報装置の設置：13地区 夜間パトロール：120地区 清掃活動等の支援：72地区	
27	<b>周辺環境に配慮した施設整備の支援</b>	みどり税充当額	1億6,400万円
	住宅に近接した農地等で、農業に伴って生じる臭気、農薬飛散など、周辺住民とのトラブルを避けるために必要な機械等の導入を支援した	農薬飛散防止ネット：19.3ha 牧草による環境対策等：50地区 ほか	
31	<b>農地の長期貸付への誘導</b>	みどり税充当額	3,100万円
	農地の貸し手に奨励金を交付することで、農地貸借の期間を長期化し、借り手農家が長期的な経営計画の下、安定した経営ができるよう誘導した	6年以上の長期貸付を開始した農地：49.1ha	
33	<b>農地の流動化の促進</b>	みどり税充当額	2,100万円
	優良な農地を規模拡大農家や新規参入者に利用集積するため、農地所有者から市が農地を借り入れ、貸付先を探すなど農地の流動化を促進した	新規の農地貸借：26.6ha	

※みどり税充当額は4か年の合計・百万円未満は四捨五入

### (3) 緑をつくる施策



#### 【主な事業による成果】

##### 地域ぐるみでの緑のまちづくり

(4 か年事業費 : 6 億 4,600 万円[うちみどり税 : 4 億 9,300 万円])

- 地域の皆さまと横浜市が協力し、地域ぐるみで緑化計画を策定するとともに、策定された計画に基づき、地域にふさわしい緑化を推進した
- 15 地区において、地域にふさわしい緑化計画を策定した
- 11 地区において、計画に基づき民有地と公共施設の緑化を進め、その中で、緑が不足している都心区では、緑化用地の取得など新たな取組を進めた



【写真】 地域で取り組む緑化作業の様子  
(旭区/上白根国際地区)



【写真】 地域の玄関口を彩る花壇の整備  
(旭区/上白根国際地区)

#### 【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

36	<b>保育園・幼稚園の園庭芝生化</b>	みどり税充当額	1,900 万円
	民間の保育園・幼稚園の園庭の芝生化に対して支援し、こどもが親しむことのできる緑を増やすことができた	園庭の芝生化 : 44 施設	
36	<b>名木古木の維持管理に対する助成</b>	みどり税充当額	1,000 万円
	樹齢が概ね 100 年を超える樹木や、故事・来歴のある樹木を名木古木として指定・保存するとともに、指定した樹木のせん定等の管理に助成金を交付し、樹木所有者の負担を軽減した	新規の指定 : 165 本 維持管理の助成 : 147 本	
39	<b>街路樹の適正な維持管理</b>	みどり税充当額	6 億 6,600 万円
	街路樹を良好に生育させ、美しく豊かな緑を提供するとともに、安全で円滑な通行を確保するため、せん定頻度を引き上げ、適正な維持管理を行った	街路樹の剪定 : 延べ 50,426 本 (街路樹 : 約 13 万本)	

※みどり税充当額は 4 か年の合計・百万円未満は四捨五入



## 5 各事業・取組の評価・検証

### (1) 4か年の成果の評価一覧

[4か年の成果の評価基準] A:計画を上回る成果 B:概ね計画通りの成果 C:計画を下回る成果

#### ア 樹林地を守る施策 [P.20～44]



1	緑地保全制度等の拡充	B	8	みどりの夢かなえます事業	A
2	篤志の奨励制度	B	9	間伐材資源循環事業	B
3	緑地再生等管理事業	B	10	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	B
4	市民協働による緑地維持管理事業	B	11	ウェルカムセンター整備事業	B
5	森づくりリーダー等育成事業	B	12	特別緑地保全地区指定等拡充事業	B
6	樹林地管理団体活動助成事業	B	13	よこはま協働の森基金制度の見直し	B
7	森の楽しみづくり事業	B	14	国への制度要望	B

#### イ 農地を守る施策 [P.45～82]



15	生産緑地制度の活用	B	25	かんがい施設整備事業	B
16	農園付公園整備事業	C	26	不法投棄対策事業	A
17	特定農業用施設保全事業	B	27	環境配慮型施設整備事業	B
18	共同直売所の設置支援事業	B	28	機械作業受託組織育成事業	B
19	収穫体験農園の開設支援事業	B	29	担い手コーディネーター育成・派遣事業	A
20	食と農との連携事業	B	30	農業後継者・横浜型担い手育成事業	A
21	施設の省エネルギー化推進事業	A	31	農地貸付促進事業	B
22	生産用機械のリース方式による導入事業	B	32	市民農園用地取得事業	C
23	集团的農地の維持管理奨励事業	A	33	農地流動化促進事業	A
24	水田保全契約奨励事業	A	34	国への制度要望	B

#### ウ 緑をつくる施策 [P.83～98]



35	地域緑のまちづくり事業	B	39	いきいき街路樹事業	B
36	民有地緑化助成事業	C	40	民有地緑化の誘導等	B
37	公共施設緑化事業	A	41	建築物緑化保全契約の締結	B
38	公共施設緑化管理事業	C	42	みどりアップ広報事業	B

12 特別緑地保全地区指定等拡充事業

拡充事業  
(横浜みどり税一部充当)

■ 事業内容

- ・ 貴重な緑を保全するため、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の地区指定を積極的に推進
- ・ 特別緑地保全地区の指定地等で、不測の事態による買取りの希望などに対応し、確実に担保

■ 4か年の事業実績 ※数値は、端数処理を行っています。

<事業の進捗状況>

		樹林地の指定	買取対応
進 捗 状 況	平成 21 年度実績	87.8ha	9.6ha
	平成 22 年度実績	117.5ha	17.2ha
	平成 23 年度実績	104.6ha	34.0ha
	平成 24 年度実績	107.6ha	45.1ha
	4 か年累積 [a]	417.5ha <延べ約 650 地区>	105.9ha <延べ約 80 地区>
5 か年目標 [b]		1,119ha	(計画面積：151ha)
4 か年計画値 [c]		809.5ha	約 108ha

目標・計画値に対する進捗率

特別緑地保全地区指定等拡充事業		
5 か年目標に対する 進捗率 [a/b×100]	37%	△
4 か年計画値に対する 進捗率 [a/c×100]	52%	

<事業費の執行状況>

		事業費	うち横浜みどり税
執 行 状 況	平成 21 年度決算額	4,452 百万円	168 百万円
	平成 22 年度決算額	5,997 百万円	607 百万円
	平成 23 年度決算額	7,470 百万円	1,187 百万円
	平成 24 年度決算見込額 ※平成 25 年 4 月 30 日時点の数値	10,993 百万円	1,693 百万円
	4 か年累積見込額 [d]	28,912 百万円	3,654 百万円
5 か年計画額 [e]		44,081 百万円	5,134 百万円

計画額に対する進捗率

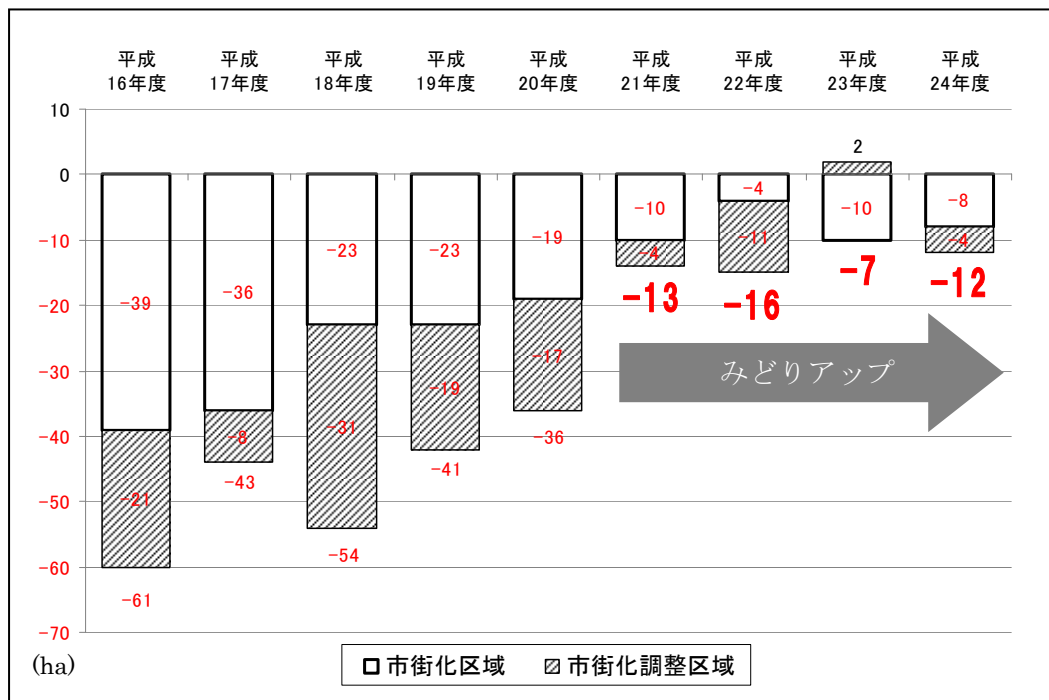
		事業費	うち横浜みどり税
5 か年計画額に対する執行率(見込) [d/e×100]	66%	○	71% ○

## ■ 4か年の成果の評価

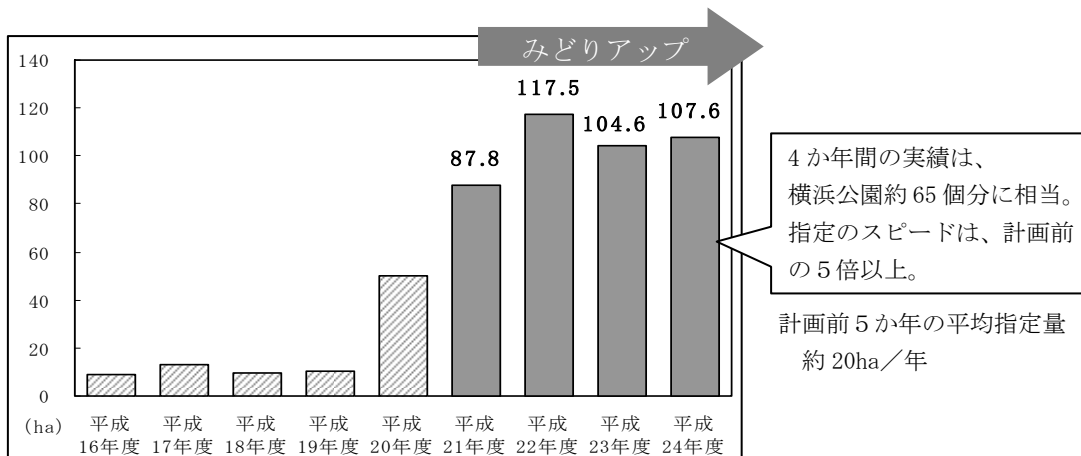
- 4か年実績は、5か年目標の約40%にとどまっており、1,119haという目標設定に対し、これまでの指定実績を踏まえると、目標の達成は困難である
- 4か年の指定実績は、417.5ha(平均約104ha/年)であり、計画策定前5年間の指定(約92ha:約18ha/年)に対し、年平均では5倍以上のスピードで指定が進んでいる
- 特に、市街化区域では、すでに5か年目標を上回る指定が進み、市民に身近な場所での樹林地の保全を進めることができた
- 法に基づき都市計画に位置付けることで樹林地を永続的に担保できる制度である「近郊緑地特別保全地区」「特別緑地保全地区」の指定が、計画策定以前の約1.5倍に拡大した(計画前284ha→H24末438ha)
- 指定地での買取希望に対して、みどり税を活用して確実に対応できたことで、約106ha(約26ha/年)の樹林地を永続的に保全することができた
- 横浜みどり税を安定した財源として活用できることで、土地所有者の安心感・市への信頼感が増大した
- 課税地目山林面積の推移を見ると、計画実施以降、樹林地の減少傾向が鈍化しており、緑の総量維持に一定の成果が見られたと考えられる

## 4か年の成果の評価

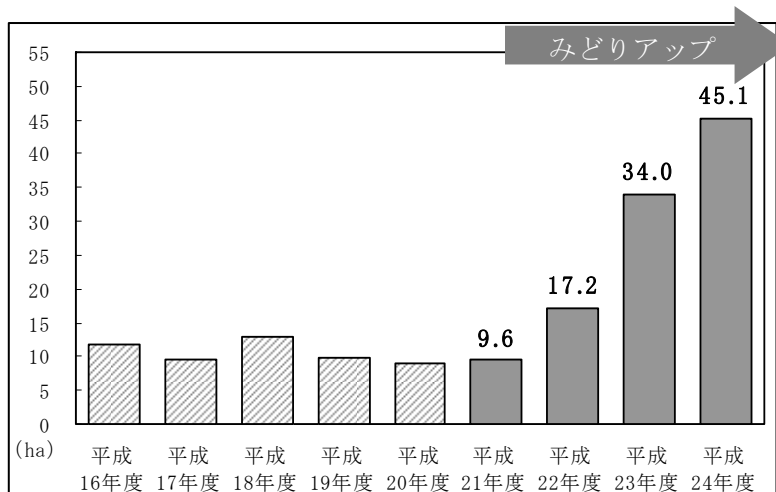
B



【図】 課税地目山林面積の推移 (※固定資産概要調書等をもとに集計)



【図】 緑地保全制度による新規指定面積の推移



【図】 取得した樹林地面積の推移

＜参考＞ 地域別の指定実績

	5か年目標	4か年実績
市街化区域	69ha	110ha
市街化調整区域	1,050ha	307ha
合計	1,119ha	418ha

※小数点以下は四捨五入

■ 課題と対応

- ・ 指定の同意が得にくいのは、土地所有者の土地に関する考え方が多様であり、緑の大切さや制度を十分説明しきれていないことや、制度上の支援が少なかったことなどが主な原因と考えられる。また、土地所有者に同意していただいても、隣地との境界確定が不調に終わるなど、諸条件が整わず指定に至らない場合もある
- ・ 維持管理の助成の上限額を25年度から引き上げて、指定地の所有者への支援を拡充する
- ・ 引き続き、これまでに働きかけをしてまだご協力いただけない土地所有者へ電話や訪問等により粘り強く働きかける
- ・ 樹林地の減少は鈍化しているものの、減少は続いており、5か年の目標に向けてはまだ保全対象の樹林地が多くあるため、継続的な取組が必要
- ・ 指定を強力に進めることは樹林地の減少に対して一定の効果があり、また買取対応により永続的な担保が図られていることから、事業の必要性は高いと考えられる

<b>24</b>	<b>水田保全契約奨励事業</b>	<b>新規事業 (横浜みどり税充当)</b>
-----------	-------------------	----------------------------

**■ 事業内容**

- ・ 貴重な自然的環境である水田を保全するため、水稲耕作を 10 年間継続することを条件に支援

**■ 4か年の事業実績** ※数値は、端数処理を行っています。

**<事業の進捗状況>**

		水田保全承認面積
進捗状況	平成 21 年度実績	89.5ha
	平成 22 年度実績	100.2ha
	平成 23 年度実績	109.7ha
	平成 24 年度実績	114.4ha
	<b>4 か年累積 [a]</b>	<b>114.4ha</b>
5 か年目標 [b]		50 ha
4 か年計画値 [c]		115 ha

目標・計画値に対する進捗率

		水田保全承認面積	
5 か年目標に対する進捗率 [a/b×100]	229%	◎	
4 か年計画値に対する進捗率 [a/c×100]	99%		

**<事業費の執行状況>**

		事業費	うち横浜みどり税
執行状況	平成 21 年度決算額	27 百万円	27 百万円
	平成 22 年度決算額	30 百万円	30 百万円
	平成 23 年度決算額	33 百万円	33 百万円
	平成 24 年度決算見込額 ※平成 25 年 4 月 30 日時点の数値	34 百万円	34 百万円
	<b>4 か年累積見込額 [d]</b>	<b>124 百万円</b>	<b>124 百万円</b>
5 か年計画額 [e]		75 百万円	75 百万円

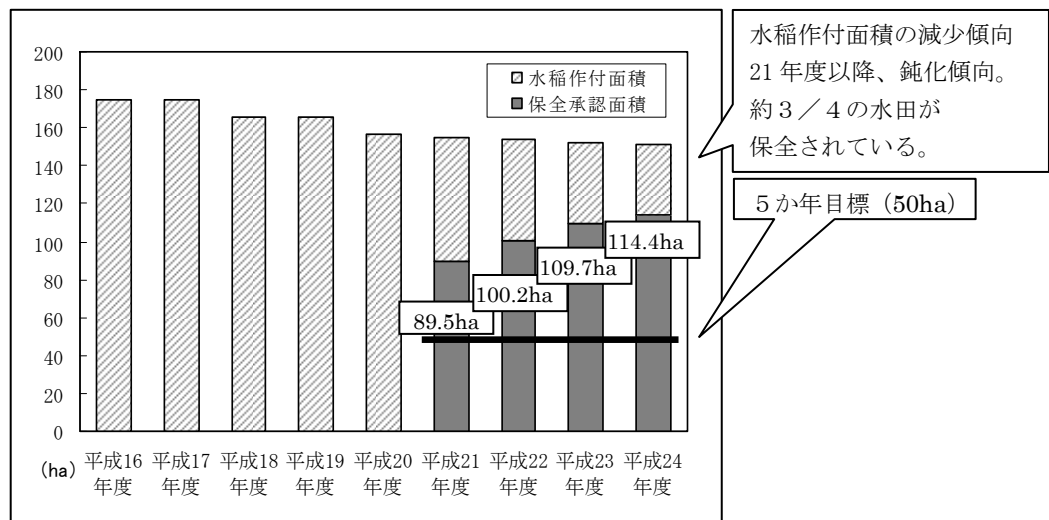
計画額に対する進捗率

		事業費		うち横浜みどり税	
5 か年計画額に対する執行率(見込) [d/e×100]	165%	◎		165%	◎

## ■ 4か年の成果の評価

- 事業の趣旨が浸透したことで、21年度から当初目標を大きく上回る進捗状況となっている
- 畑などへの転用による水田の減少に対して、一定の抑制効果があったと考えられる
- 多くの市民が身近に水田の風景を見られる環境を享受できるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など、水田のもつ多面的な機能が発揮された

### 4か年の成果の評価 **A**



**[写真] 水稲作付面積と保全奨励面積の推移**



**[写真] 秋の水田(戸塚区)**

## ■ 課題と対応

- ・水田保全の手法としては有効であり、また、10年以上の水稲作付を承認の条件としていることから、制度の継続の必要性が高い
- ・水田は、優れた田園景観を構成するだけでなく、洪水防止や気象緩和などの重要な役割を担っており、さらなる保全に向けた取組が必要

ウ 緑をつくる施策



35	地域緑のまちづくり事業	拡充事業 (横浜みどり税一部充当)
----	-------------	----------------------

■ 事業内容

- ・地域にふさわしい緑化を、地域と市が協働で話し合い、地域ぐるみで緑化計画を策定し、策定された計画に基づき、民有地緑化の支援や公共施設での緑化を推進

■ 4か年の事業実績 ※数値は、端数処理を行っています。

<事業の進捗状況>

		地域緑化計画策定の取組	地域緑化の推進
進捗状況	平成21年度実績	8地区	—
	平成22年度実績	10地区	試行：5地区
	平成23年度実績	12地区	6地区
	平成24年度実績	9地区	11地区
	4か年累積 [a]	15地区	11地区
5か年目標 [b]		30地区	18地区
4か年計画値 [c]		22地区	12地区

目標・計画値に対する進捗率

		地域緑化計画策定の取組	地域緑化の推進
5か年目標に対する進捗率 [a/b×100]	50%	○	61% ○
4か年計画値に対する進捗率 [a/c×100]	68%		92%

<事業費の執行状況>

		事業費	うち横浜みどり税
執行状況	平成21年度決算額	29 百万円	29 百万円
	平成22年度決算額	36 百万円	36 百万円
	平成23年度決算額	63 百万円	63 百万円
	平成24年度決算見込額 ※平成25年4月30日時点の数値	518 百万円	365 百万円
	4か年累積見込額 [d]	646 百万円	493 百万円
5か年計画額 [e]		1,374 百万円	1,186 百万円

計画額に対する進捗率

		事業費	うち横浜みどり税
5か年計画額に対する執行率(見込) [d/e×100]	47%	△	42% △

## ■ 4か年の成果の評価

- 地域の実情にあわせた計画策定と合意形成に時間を要しているが、積極的に地域と協働した取組を進めたことで、多くの地区で具体的な計画づくりや緑化活動が進み、概ね目標通りの進捗状況となっている
- 地域の緑化計画が策定され、その計画に基づく緑化を進めることで、地域ならではの緑のまちづくりや、緑をテーマとした地域コミュニティ活動が盛んになった

### 4か年の成果の評価

B



【写真】 沿道の緑化の事例  
(泉区/上飯田地区)



【写真】 花壇の緑化を地域で取り組む様子(中区/馬車道地区)

## ■ 課題と対応

- ・ 地域住民が主体で規模の大きい計画づくりを進めるには、長期間にわたる事業調整が必要
- ・ 区役所や他局事業等と連携し、より効率的な事業実施内容と体制を検討する必要がある
- ・ 取組地区数を増やし、広く市民が緑化に取り組む機会をつくるには、これまでの取組地区での成果を広報していくことが必要
- ・ 多くの市民に身近な緑のまちづくりに取り組んでいただくため、多様なニーズに対応できる柔軟な施策展開が必要



<b>36</b>	<b>民有地緑化助成事業</b>	<b>拡充事業 (横浜みどり税一部充当)</b>
-----------	------------------	------------------------------

■ **事業内容**

- ・市街化区域内にある建築物の屋上・壁面緑化や民間の保育園・幼稚園における園庭の芝生化などに対する助成、人生の節目を迎える市民を対象とした苗木の無料配布などにより、市民による緑化の取組を支援

■ **4か年の事業実績** ※数値は、端数処理を行っています。

＜事業の進捗状況＞

		保育園・幼稚園 芝生化	区民花壇	生垣設置
進捗状況	平成21年度実績	11園	4か所	26m
	平成22年度実績	16園	7か所	23m
	平成23年度実績	5園	3か所	6m
	平成24年度実績	12園	4か所	9m
	<b>4か年累積 [a]</b>	<b>44園</b>	<b>18か所</b>	<b>58m</b>
5か年目標 [b]		100園	—	1km
4か年計画値 [c]		80園	54か所	700m

		屋上・壁面緑化助成	名木古木の保存	人生記念樹等配布
進捗状況	平成21年度実績	12件	新規：41本 助成：11本	14,324本
	平成22年度実績	19件	新規：90本 助成：25本	17,902本
	平成23年度実績	9件	新規：24本 助成：42本	16,497本
	平成24年度実績	12件	新規：10本 助成：69本	19,098本
	<b>4か年累積 [a]</b>	<b>52件</b>	<b>新規：165本 助成：147本</b>	<b>67,821本</b>
5か年目標 [b]		—	—	—
4か年計画値 [c]		80件	新規：80本	76,000本

目標・計画値に対する進捗率

民有地緑化助成事業	
5か年目標に対する進捗率 [a/b×100]	—
4か年計画値に対する進捗率 [a/c×100]	—

### <事業費の執行状況>

		事業費	うち横浜みどり税
執行状況	平成 21 年度決算額	22 百万円	9 百万円
	平成 22 年度決算額	27 百万円	14 百万円
	平成 23 年度決算額	24 百万円	13 百万円
	平成 24 年度決算見込額 ※平成 25 年 4 月 30 日時点の数値	30 百万円	19 百万円
	4 か年累積見込額 [d]	104 百万円	55 百万円
5 か年計画額 [e]		250 百万円	166 百万円

#### 計画額に対する進捗率

		事業費	うち横浜みどり税
5 か年計画額に対する執行率(見込) [d/e×100]	42%	△	33% △

### ■ 4か年の成果の評価

- 保育園・幼稚園の芝生化は 44 園、屋上緑化は 52 件の助成を行っており、着実に実績が上がっている
- 名木古木の指定・維持管理助成や人生記念樹等の配布については、継続的に実施している
- 区民花壇や生垣設置助成は、助成件数が低調となっている
- 保育園・幼稚園の芝生化など、民有地での緑化が進むことで、街なかに緑が増え、子どもたちが緑に触れる機会が増えているが、さらに制度が広く活用されるよう取り組む必要がある

#### 4か年の成果の評価

C



【写真】名木古木指定樹木の事例  
(中区)



【写真】民間ビルの屋上緑化の事例  
(港北区)

## ■ 課題と対応

- ・ 制度がより活用されるよう、芝生管理等についての技術的な支援の実施など、さらに維持管理に対する負担感を軽減するような取組も必要
- ・ 効果的な緑化が進むよう、助成制度の統廃合などの検討をすることが必要
- ・ 緑あふれる街をつくるためには、民有地での緑化推進は必要であり、特に多くの市民の目に触れる緑化の実績を積み重ねることで、より積極的に制度が活用されるよう施策展開する必要がある



# 横浜市の主な緑地保全制度

制度名	法による制度		横浜市の条例等による制度		
	特別緑地 保全地区	近郊緑地 特別保全地区	市民の森	緑地保存地区	源流の森保存地区
概要	まとまりのある貴重な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	首都圏の特に良好な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	山林所有者の方々との契約により市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度です	市街化区域に残る身近な緑を保全する制度です	市街化調整区域に残る良好な樹林地を保全する制度です。
根拠法令	都市緑地法	首都圏 近郊緑地保全法	緑の環境をつくり育てる条例		
			横浜市市民の森設置事業 実施要綱	横浜市緑地保存事業 実施要綱	横浜市源流の森保存事業 実施要綱
対象	市内全域	市内全域 (近郊緑地 保全区域内)	市内全域	市街化区域	市街化調整区域
基準	概ね1,000㎡以上の、一団の良好な自然環境を形成する緑地	近郊緑地保全区域の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地	概ね2ha以上 公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	500㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課税地)	1,000㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課税地)
指定期間	都市計画決定 永年指定		市民の森契約 契約期間10年以上	緑地保存契約 契約期間10年以上	源流の森保存契約 契約期間10年以上
土地所有者や契約者への優遇措置等	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林及び原野) ③相続税の延納利子税の割合が、引き下げられる場合あり ④行為の制限を受けることにより土地の利用に著しい支障をきたす場合、その土地を買入れる旨申し出ることが可能(譲渡所得2,000万円まで控除の場合あり。)		① 固定資産税・都市計画税を減免 ② 緑地育成奨励金を交付 ③ 契約更新時に継続一時金を交付 ④ 不測の事態が生じた場合は土地の買取相談に対応	① 固定資産税・都市計画税の減免(奨励金措置の場合あり)。 ② 契約更新時に継続一時金を交付 ③ 緑地相談制度あり	① 固定資産税の減免 ② 契約更新時に継続一時金を交付
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則所有者による管理</li> <li>樹林地維持管理に係る助成制度あり(ただし、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として所有者の管理(樹林地維持管理に係る助成制度は対象外)</li> <li>開園後は、散策路や広場などの管理は事業者への委託で対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会にお願いしています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の管理</li> <li>樹林地維持管理に係る助成制度あり</li> </ul>	
指定区域内の行為制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内での土地の形質の変更、樹木の伐採(管理行為を除く)、その他緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為は禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採(危険木除去等の管理行為は除く)、開発、土地の形質の変更等は原則として禁止</li> <li>所有権の移転や権利設定をする場合には、市長と協議(協議申出書)が必要</li> </ul>		
制度の問い合わせ先	<b>環境創造局緑地保全推進課</b> 電話 045(671)3534,2625,3948				



里山、田園、草花、せせらぎ、小さな動物たち、歴史、そして人々… 舞岡には、そんなふるさとの原風景が今なお広がっています。  
地下鉄舞岡駅から地上にできれば、そこが入口です。このマップを手に歩き出しましょう。



**【交通アクセス】**

**【電車】** 最寄りの駅は地下鉄舞岡駅。舞岡公園までは徒歩で、小川アメニティ散策路で約25分、ふるさとの森散策路で約30分。

**【バス】** 戸塚駅から、江ノ電バス京急ニュータウン行きで終点下車。また、江ノ電バス舞岡台循環で坂下口下車。江ノ電バス明治学院大学南門行きで終点下車。地下鉄上永谷駅から、江ノ電バス、市営バス京急ニュータウン行きで終点下車。

**【車】** 舞岡公園には、有料の駐車場（119台）がありますが、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

編集・発行  
戸塚区役所 区政推進課 企画調整係  
〒244-0003横浜市戸塚区戸塚町 16-17  
TEL 045 (866) 8327 FAX 045(862)3054  
横浜市広報印刷物登録第140368号類別・分類E-QA130

## 舞岡公園

**【散策路がたくさんあります】**  
舞岡公園には、田んぼや雑木林が残されたなつかしい風景が広がっています。起伏にも富んだ谷戸での散策は、四季折々の景観が楽しめます。



**【自然が保護されています】**  
園内には、5か所の自然保護区があります。ここでは、野生の動植物の庭です。



**【小谷戸の里】**  
田園体験区域での水田耕作や畑耕作、自然観察会など、様々な活動を行う「やとひと未来」（舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会）の事務局があります。ここには、平成7年に移築建設された、明治後期頃の建築物である古民家があります。



### 【さくらなみ池】

週末になると子どもたちで賑わいます。



### 【瓜久保の家】

舞岡駅側から歩いてくると、公園の入口に位置します。休憩所やトイレがあり、瓜久保の池の畔には相撲を取る河童の像があります。



### 【舞岡公園の概要】

**<利用時間>**  
入園は自由。体験区域（東門、南門、北門あり）は、  
夏期間（4～10月）8：30～19：00  
冬期間（11～3月）8：30～17：00  
小谷戸の里（通年）9：00～17：00

**<休館日>**  
小谷戸の里は、第1、3月曜日（祝日の場合、その翌日）  
**<トイレ>** 4か所（車椅子用4か所）

**<水飲み場>** 園内に多数あり **園内には自動販売機はありません**

**<休憩所>** 8か所

**<ペット>** 体験区域・保護区域は立入禁止

**<注意>** 園内の草木、昆虫等の採取はしないでください

**<問合せ先>**  
TEL・FAX 824-0107  
南部公園緑地事務所 TEL 831-8484  
FAX 831-9389



## 舞岡ふるさと村

### 【ふるさと村とは？】

横浜市は、田畑が残る景観豊かな農業地域を「横浜ふるさと村」として指定し、農地の保全を図るとともに、農業体験や自然とのふれあい等の交流の場を通じて、農業の振興を図っています。市内には、他に青葉区の寺家ふるさと村があります。

### 【総合案内所「虹の家」】

平成9年5月に開館した虹の家では、ふるさと村の自然や農業を展示・紹介するとともに、年間を通じて様々な体験教室や自然観察会等を実施し、研修室や料理室の利用貸出も行っています。



<TEL> 826-0700

<FAX> 826-0749

<開館> 9:00～17:00

<休館日> 火曜日（祝日の場合、その翌日）



### 【舞岡や】

ふるさと村で収穫した新鮮な野菜、漬物、花などを販売しています。

<TEL> 824-0075

<営業時間> 7:30～12:00

（土・日・祝日は14:00まで）

<定休日> 火曜日



### 【ハム工房まいおか】

舞岡で生産される豚肉を材料にした手作りのハムやソーセージ、豚肉などを販売しています。



<TEL> 822-5789

<営業時間> 9：30～16：00

<定休日> 火曜日



### ◎舞岡八幡宮◎

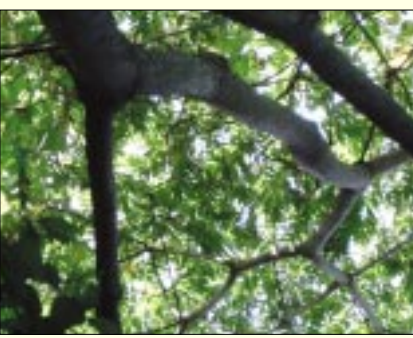
鎌倉時代からこの地を見守っている神社であり、毎年4月15日の祭礼では、貴重な無形文化財とも言える「湯花神楽」が行われています。



## 舞岡ふるさとの森

### 【ふるさとの森とは？】

舞岡ふるさとの森は、横浜市で25番目、戸塚区内で3番目の市民の森として平成13年5月開園しました。市民の森とは、概ね5ha以上の緑を守り育てるとともに、山林所有者のご好意により、市民の皆さんに憩いの場として利用させていただく横浜市独自の制度です。森の散策路や広場の清掃・草刈り等は地元の方々による愛護会が行っています。



### 【四阿（あずまや）】

森の散策路を進むと、柱と屋根だけで木造の四阿とテーブル、ベンチが設置されている休憩所があります。



### 【ふれあい広場】

お弁当を食べたり、自由に遊べるスペースです。ここにも四阿があり、トイレも設置されています。



## 散策をされる方へ

舞岡公園や舞岡ふるさと村、舞岡ふるさとの森では、田んぼや田園風景などを残していくために多くの市民が活動を行っています。  
そこで…

- 散策路と近接している畑などの農地には入らないでください
- ゴミは必ず持ち帰ってください
- 歩行中の喫煙等、火災の原因となることはしないでください
- 犬は鎖につなぎ、フンは持ち帰ってください
- 動植物は大切にしましょう



# ふるさと舞岡ぶらりマップ

## ふるさとの森散策路

舞岡ふるさとの森を抜けて舞岡公園に至る、起伏に富んだ林間の小径。小鳥のさえずり、虫の音、樹林を彩る桜、緑の中の休憩所など。自然を満喫しながらの散策が楽しめます。(コース沿いの農地には入らないでください)。

## 小川アメニティ散策路

舞岡公園に至る「舞岡町小川アメニティ」に沿った小径。田園の中を真直ぐに伸びた平坦な道は、水の音とともに歩む快適な空間です。途中には、舞岡八幡宮、水車、舞岡ふるさと村虹の家、小広場など、道草したくなる所があります。

-  総合案内板
-  誘導サイン
-  水飲
-  トイレ



## ふるさとの森散策路



① 眺望ポイント



② 森の中の散策路



③ 田園風景

## ふるさとの森散策路



舞岡ふるさとの森  
(市民の森)



舞岡公園  
(都市公園)

## 小川アメニティ散策路



① アメニティの休憩所



② 水車

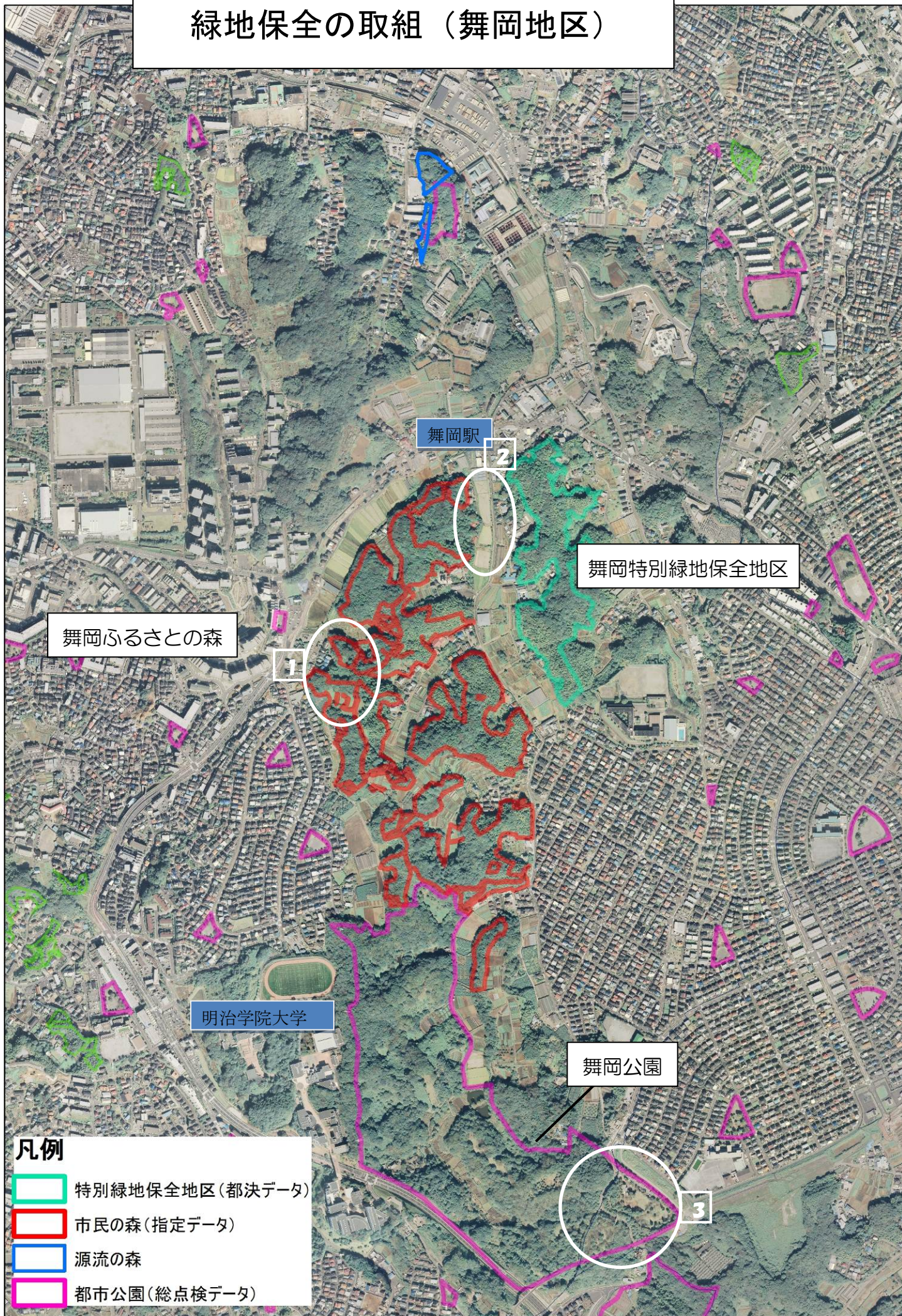


③ 小川アメニティ



④ 田園風景

# 緑地保全の取組（舞岡地区）



舞岡ふるさとの森

舞岡駅

舞岡特別緑地保全地区

明治学院大学

舞岡公園

## 凡例

- 特別緑地保全地区(都決データ)
- 市民の森(指定データ)
- 源流の森
- 都市公園(総点検データ)

0 137.5 275 550 825 1,100  
メートル

1:7,983

抜粋版

# これからの 緑の取組

[平成26-30年度] (素案)





## 施策2 良好な森を育成する取組の推進

### 事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

樹林地の維持管理（森づくり）を行う際の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全、利用者の安全性や快適性の確保、良好な景観形成など、森に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。また、緑地保全制度の指定を受けた土地を所有する方の維持管理負担を軽減するための支援を行います。

#### (1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

##### ● 森づくりガイドライン等を活用した維持管理の推進

市民の森、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者などの安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを推進します。また、散策路などの施設の修繕や維持管理に必要な施設の整備を行います。



森づくりを推進している樹林地

##### ● 保全管理計画に基づく森づくりの推進

森ごとに具体的な管理の計画を定めた「保全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。

#### (2) 指定された樹林地における維持管理の支援

所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援します。これにより、緑地保全制度の指定を推進します。

#### (3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。

#### (4) 間伐材の有効活用

チップターの貸出しなどにより、間伐材の有効活用を推進します。

### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドライン等を活用した維持管理：推進</li> <li>● 保全管理計画の策定：樹林地 15か所 公園 10か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園内のまとまった樹林も対象に追加</li> <li>● 維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35か所</li> </ul>
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 維持管理の支援：650件を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実</li> </ul>
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面の整備：10か所</li> </ul>	
	(4) 間伐材の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チップターの貸出し：推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐材の活用方法も検討</li> </ul>

## 事業③ 森を育む人材の育成

市民や事業者と市の協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。また、森づくり活動を行う団体を対象に、活動に必要な支援を行います。

### (1) 森づくりを担う人材の育成

#### ● 森づくり活動団体向けの取組

森づくり活動に取り組む団体のスキルアップにつながる研修を実施します。

<b>内 容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な知識と安全確保のための研修</li> <li>・ 活動のスキルアップを図る研修</li> <li>・ リーダーを養成するための研修</li> </ul>
----------------	---



森づくりボランティア養成講座

#### ● 森づくりボランティア（登録者）向けの取組

森づくりボランティアの登録者を対象とした、活動スキルなどを学ぶ研修を開催するとともに、ボランティアが森づくり活動団体へ加入するための橋渡しを行います。また、ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行います。

### (2) 森づくり活動団体への支援

- ・ 森づくり活動などに対する助成
- ・ 森づくり活動に必要な道具の貸出し
- ・ 専門家派遣による団体間の交流や連携、課題解決に向けた支援

### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森づくり活動団体の育成：推進</li> <li>● 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実</li> </ul>	
	(2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森づくり活動団体への支援：のべ50団体</li> <li>● 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：のべ50団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加</li> <li>・ 支援内容：活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣</li> </ul>



10 稲刈り準備、稲架掛け、脱穀  
秋の里山  
わら細工、公開稲刈り

11 脱穀、初摺り、精米  
木の実で遊ぼう  
収穫祭、炭焼き

12 餅つき、田おこし、  
バードウォッチング  
わら細工、ミニ門松作り、鏡餅づくり

1 堆肥づくり  
冬の雑木林  
竹細工、七草がゆ、さいと焼き

2 畦補修  
谷戸の目覚め  
紙すき

3 田おこし  
早春の里山  
わら細工、ひな祭り

## 公園の利用案内

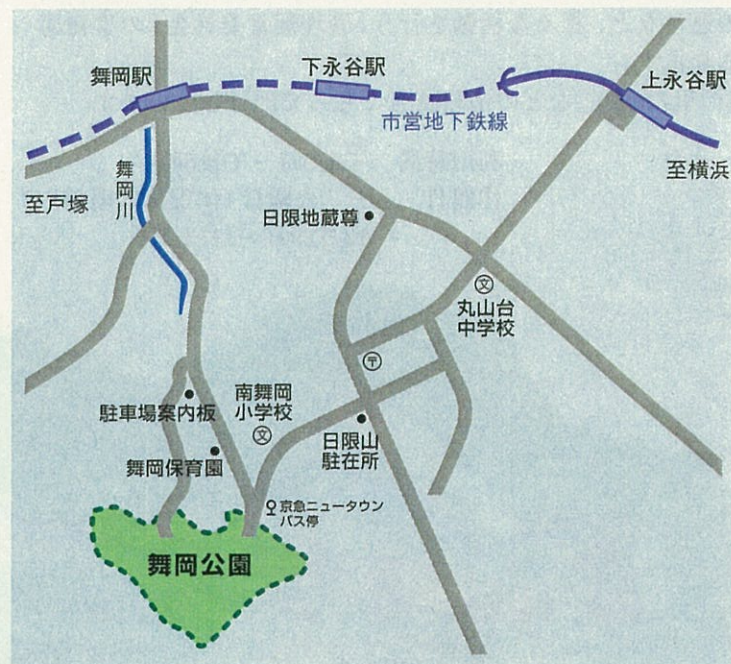
### お問い合わせ先

●舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会  
横浜市戸塚区舞岡町1764番地 tel/fax: 045-824-0107

●舞岡公園詰所  
横浜市港南区上永谷町4374-1 tel: 045-846-3882

### 電車・バスをご利用の場合

- ・横浜市営地下鉄舞岡駅より徒歩25分
- ・横浜市営地下鉄上永谷駅よりバス(江ノ電・市営45系統・神奈中横12系統 3番乗り場から)で京急ニュータウン終点下車
- ・JR戸塚駅より江ノ電バスにて京急ニュータウン行終点下車



## 公園を利用される方へのお願い

舞岡公園では、田んぼや雑木林など田園風景を残していくため、多くの市民が活動しています。  
以下のことを守ってください。

1. 田園体験区域周辺は夜間立ち入らないでください
2. 田園体験区域・保護区域では犬などペット類の散歩をしないでください。
3. 園内の草木、昆虫等の動植物の採取をしないでください。
4. ゴミは必ず持ち帰ってください。
5. 駐車場に限りがありますので、車でのお来園はできるだけさけてください。

※このパンフレットは再生紙を使用しています。



イチモンジチョウ

舞

M A I



モンキチョウ

岡

O K A



スズグロチョウ

公

P A R K

園

Y O K O H A M A



ルリカタハ

「舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会」

## 様々な活動



「舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会」は、横浜市から運営業務委託を受けて田園・古民家等で、様々な活動や行事を行っています。

会の活動にはどなたでも参加いただけますので、興味のある方やスタッフ養成講座「舞岡公園谷戸学校」へ入学したい方など、お気軽にご相談ください。  
お米づくりや雑木林の手入れ、炭焼きに伝統工芸等...、季節の行事も盛りだくさんでお待ちしています。行事の詳しい内容については、運営委員会までお問い合わせください。

## 季節のこよみ

- : 田んぼ作業
- : 自然観察会
- : 古民家イベント

4 田おこし、苗代づくり、種まき  
春の野花  
草木染め、草餅作り

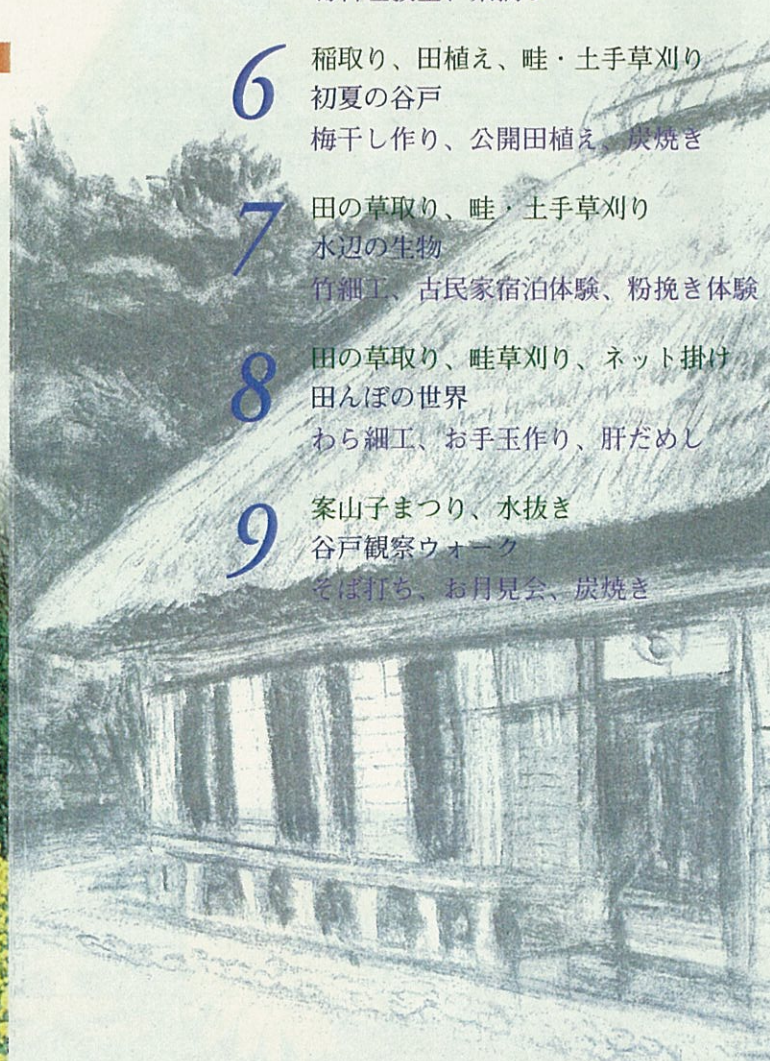
5 田おこし、畦塗り、代かき  
雑木林に入ってみよう  
筍料理教室、茶摘み

6 稲取り、田植え、畦・土手草刈り  
初夏の谷戸  
梅干し作り、公開田植え、炭焼き

7 田の草取り、畦・土手草刈り  
水辺の生物  
竹細工、古民家宿泊体験、粉挽き体験

8 田の草取り、畦草刈り、ネット掛け  
田んぼの世界  
わら細工、お手玉作り、肝だめし

9 案山子まつり、水抜き  
谷戸観察ウォーク  
そば打ち、お月見会、炭焼き





# 栄区「飯島町特別緑地保全地区」について

## 1 特別緑地保全地区の概要

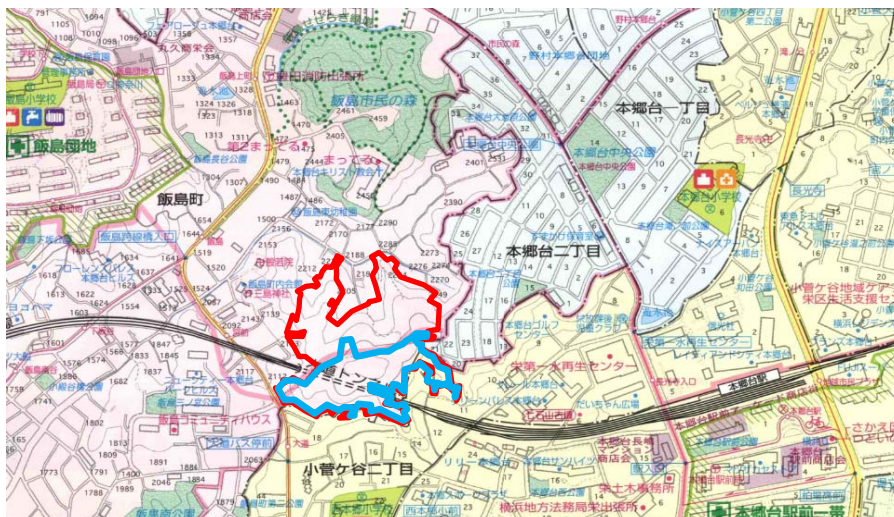
- (1) 名称 飯島町特別緑地保全地区
- (2) 所在地 栄区飯島町 2207-1 他
- (3) 面積 約 6.7ha (平成 24 年 2 月都市計画決定)
- (4) 区域区分 市街化区域
- (5) 土地所有者 3 名うち横浜市 3.2ha (H25.3.31.現在)

## 2 経緯

- 平成 9 年度 開発計画の相談にあわせ、市が保全の働きかけ (以降、交渉継続)
- 平成 12 年度 大和団地(株)が当該地の開発許可を取得
- 平成 24 年 2 月 「飯島町特別緑地保全地区」都市計画決定
- 平成 24 年 5 月 都市緑地法に基づく「土地買入申出書」の受理
- 平成 25 年 3 月 約 3.2ha の買入 (大和ハウス工業(株)→横浜市)

所在	栄区飯島町 2,121 番の 2 外 46 筆
地積	31,872.89 m <sup>2</sup>
金額	1,498,025,830 円 (47,000 円/m <sup>2</sup> )

## 3 位置図



- 特別緑地保全地区 約 6.7 ha
- H24 買収地 約 3.2 ha

## 〈特別緑地保全地区制度の概要〉

まとまりのある優良な緑地を都市緑地法に基づき都市計画決定することで、永続的に保全する制度

制度根拠： 都市緑地法

指定基準： 概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上の、一団の良好な自然環境を形成する緑地  
(都市緑地法では、特に面積基準はありませんが、本市では市街地に残る優良な小規模の樹林地も保全するため、平成 21 年度より指定面積基準を 5,000 m<sup>2</sup>以上から 1,000 m<sup>2</sup>以上に下げて運用しています。)

指定形態： 都市計画決定（永年指定）

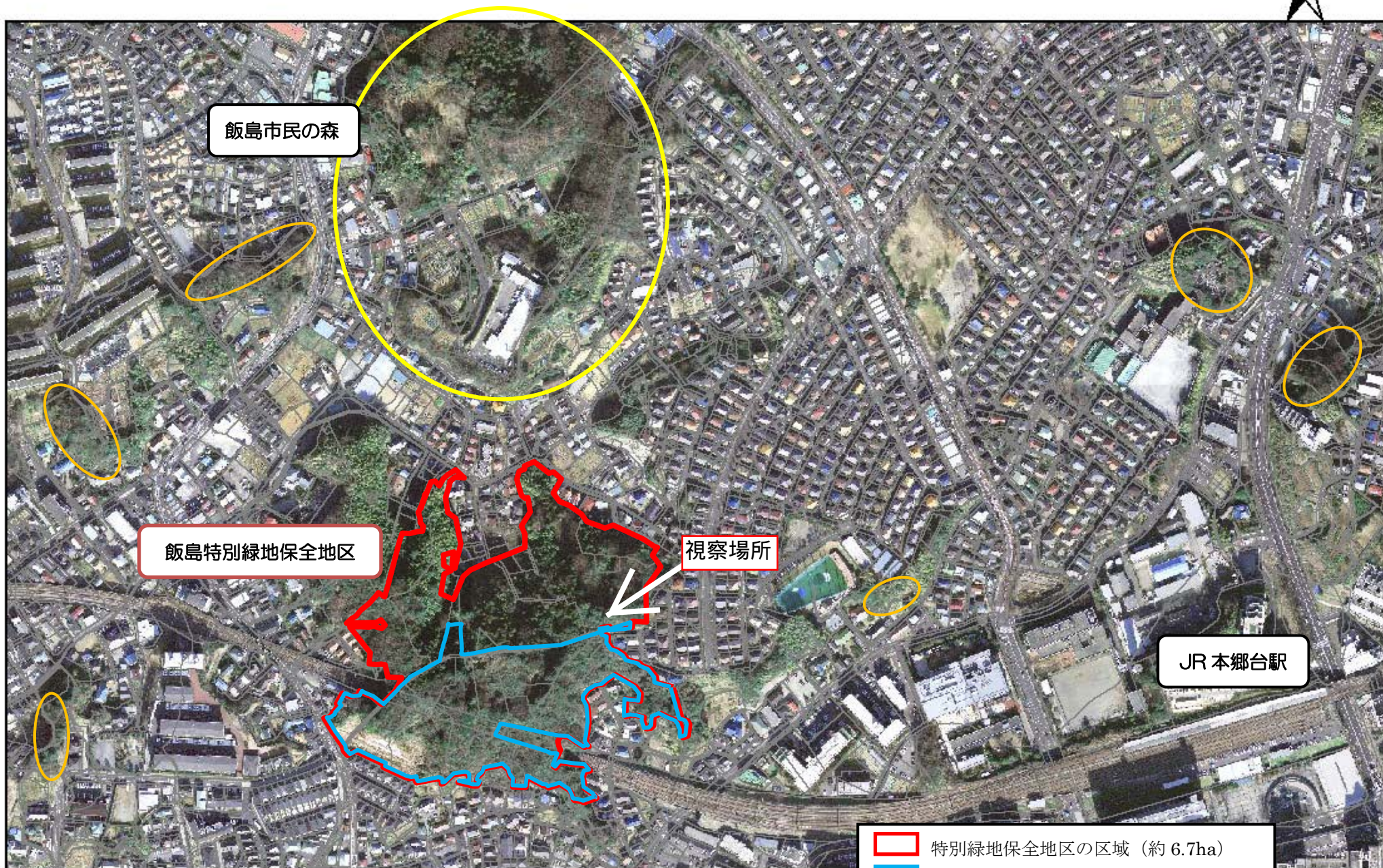
土地所有者への優遇措置：

- ① 固定資産税評価額が 1/2
- ② 相続税評価額 8 割減
- ③ 相続税の延納利子税率軽減
- ④ 都市緑地法に基づき、市への土地買取申出が可能

利用、管理： 原則利用者による管理

指定状況： 62 か所、約 272.6ha（平成 25 年 4 月 1 日現在）

# 飯島町特別緑地保全地区

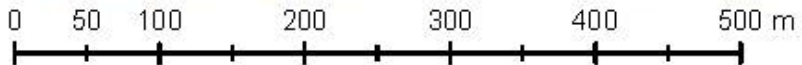





飯島市民の森

飯島特別緑地保全地区

視察場所

JR 本郷台駅



-  特別緑地保全地区の区域 (約 6.7ha)
-  H24 買収地 (約 3.2ha)
-  緑地保存地区の契約地

1:5,000

# 柏尾スマイル保育園の園庭の芝生化について

## 1 施設概要

- ・ 名称：柏尾スマイル保育園
- ・ 所在地：戸塚区柏尾町909-1
- ・ 園児数：約60名

## 2 芝生化概要

- ・ 整備時期等：平成24年10月 張芝（ティフトン419）にて整備
- ・ 面積：約181㎡

## 3 助成実績

- ・ 助成額500,000円（上限額）（参考 事業費約860,000円）

## 4 現在の状況写真（平成25年7月1日）





# 園庭を緑の芝生にしませんか

—民間保育所・私立幼稚園の園庭芝生化助成 平成25年度募集について—

横浜市では、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の一環として、民間保育所や私立幼稚園の園庭を芝生化する際の費用を助成しています。園庭の芝生化が進むことで、潤いのある緑豊かな街並みが形成されるとともに、子どもたちが緑と直接触れあう機会が増える、転んでもケガをしにくくなる、砂ぼこりが防げる、ヒートアイランド現象が緩和されるなど様々な効果があります。



芝生の園庭になりました（戸塚区）



裸足でよーいドン（金沢区）



助成の対象となるのは、民間保育所（本市の認可を受けた、もしくは平成26年4月1日までに認可を受ける予定の民間保育所、横浜保育室及び家庭保育福祉員）及び私立幼稚園の園庭です。

## 助成の要件

- ・ 園庭<sup>\*</sup>の芝生化を新たに行おうとする面積が10平方メートル以上であること。  
(既存の芝生補修や植え込み地内の張り芝等は、対象となりません。ただし芝生エリアを拡張する場合には対象となります。)

- ・ 申請する年度内(3月末まで)に施工が完了可能であること。

※ 園庭とは、保育所等に設置された専用の屋外遊戯場として認可されたもので、付近の公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場に代えている場合、これらは除外します。

## 1 対象となる経費

項目	内容	助成限度額
本工事費	芝植工、芝張工、 土壌改良工(改良材、かくはん工)	地上の場合 3,000円/㎡※ 屋上の場合20,000円/㎡
付帯経費	支障物件の移設、調査・設計費など	
備品等購入費	維持管理用備品類の購入費 (芝刈機、散水用ホースなど)	本工事費×25%
合計		50万円

※次の仕様で整備する場合に限り、助成限度額が5,000円/㎡となります。  
(合計の助成限度額は、50万円です)

芝張工	土壌改良工
ハイブリッドバミューダグラス(ティフトン419など)による張芝工	深さ10cmまで、黒土、砂、土壌改良剤、化学肥料などによる客土または土壌入替

## 2 平成25年度受付期間

平成25年4月1日(月) ~ 平成26年1月31日(金)

※ 申請内容が予算の範囲(各年1,000万円)を超えた時点で、受付を終了いたします。

## 3 助成を受けた方へのお願い

- ・ 助成事業実施後、5年間は当該芝生を良好に保全するよう努めてください。
- ・ 整備された芝生が良好に保全されていることを確認するため、平成30年度まで年1回(秋頃)現地状況を写真で報告していただきます。
- ・ いただいた写真は、本助成事業の普及啓発やみどり税の用途の周知のため、広報紙やホームページ等で使用します。

## ※お申込・お問い合わせは

横浜市環境創造局みどりアップ推進課 園庭芝生化担当

電話 045-671-3447

FAX 045-224-6627

E-mail ks-ryoka@city.yokohama.jp



～ブラフ99ガーデン～

みどりがあふれ、歴史を感じる、  
 “山手の庭”



眺望広場

富士山、山手本通り、気象台、ランドマークタワーなど望むことができます。中央には、方位盤を設置し、山手の観光の拠点としての役割も果たします。



富士山(外国人墓地方面)

山手の歴史を感じる場所  
 (ブラフ積み・歴史解説)

一部、ブラフ積みを再現します。ブラフ積みの積み方を見ることの出来る場所や山手の歴史について知ることができる解説サインを設置します。



ブラフ積み(気象台)

※ブラフ積みとは、千葉県産の房州石を使用し、長方形の石材を1本おきに小口部分が表に出るように積んだ石積み。山手に多く見られるものを山手にちなんで「ブラフ積み」と呼んでいる。

子どもも楽しめる芝生広場と花壇

子どもが草花などの自然に親しみながら楽しめる場所をつくります。



芝生と花壇(イメージ)

シンボルツリー

草花のオープンガーデン

バラのアーチ

みどり豊かな場所  
 (公園全体)



花壇(イメージ)

高木(イメージ)

公園全体に宿根草花壇、斜面花壇を配置します。また、高木を歩道沿いや広場に植栽し、全体をみどり溢れる空間として整備します。



つるバラ

コブシ  
 (植物(一例))

ラベンダー

憩える木陰の休憩場所

木陰のサークルベンチや花壇の縁など、座れる場所を設置します。観光や散歩の休憩場所として利用出来るようになります。



休憩場所(イメージ)

歩行者が移動しやすい園路の設置



現況コンクリート擁壁

現在ある、コンクリートの擁壁を撤去して、歩道空間を広げます。移動をスムーズにし、また広くなることで集合場所としての利用ができるようになります。

※ブラフ積跡調査

平成24年度9月に、既存のコンクリート擁壁裏のブラフ積みの有無を確認するために、擁壁の内側から発掘調査を行いました。調査の結果、擁壁内側にブラフ積みは残されていませんでした。(写真右)



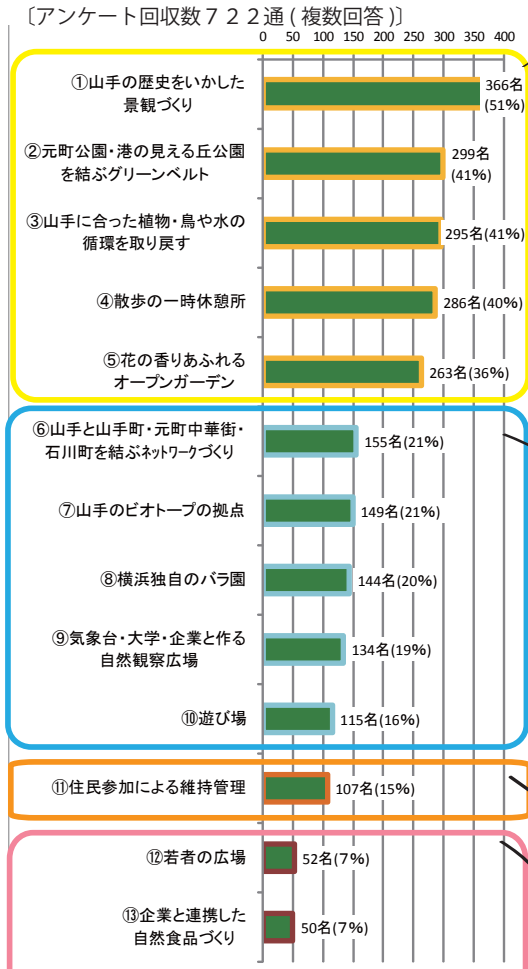
ブラフ積遺構発掘調査

■設計案作成について

山手地区における良好な景観を創出するため、緑地としての公園整備の検討を行い、皆様よりいただいたアンケート並びに提案書などをふまえて設計案の作成をおこないました。

設計方針：“ブラフ99ガーデン”～みどりがあふれ・歴史を感じる山手の庭～

■アンケート 13 項目と回答数及び自由回答



山手に“合った”公園を計画する上で重要だと考えられる方針の決定

〔1〕みどり豊かな場所

- ・元町公園から港の見える丘公園に続く一帯的な緑地としての整備を行います。
- ・四季折々の草花や樹木の変化を楽しむことができ、自然を感じることに出来る植栽や花壇をつくります。



〔2〕山手の歴史を感じる場所

- ・山手で昔から用いられている『ブラフ積み』を再現し、歴史解説板を設置します。
- ・外国人墓地や洋館等に見られる洋風なデザインを柵や電灯などに取り入れます。



〔3〕地域の方々や観光客が憩える場所

- ・ベンチや腰掛けウォールなど設置し、散歩や観光の途中に木陰で休憩できる場所を作ります。



より多くの人に親しまれる公園をつくるため、取り入れられる要素の検討

〔4〕歩行者が移動しやすい園路の設置

- ・元町・中華街駅⇄港の見える丘公園、港の見える丘公園⇄元町公園方面へ向かう歩行者の動線を配慮して園路を設置します。
- ・園路の slope はバリアフリーに配慮した勾配にします。

〔5〕鳥や昆虫などに配慮した植栽

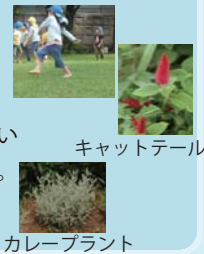
〔6〕季節の草花やバラを楽しむ鮮やかな植栽

- ・横浜独自のバラである「はまみらい」をアクセントに植栽します。
- ・鳥の餌となる実のなる樹木（ハナミズキなど）や蝶の餌となる花の咲く植物を植え、身近な自然を観察できるようにします。



〔7〕子どもも楽しめる空間

- ・子どもが自然と親しむことの出来る芝生広場を作ります。
- ・植物で楽しめるよう、匂いのするものや手触りの良い草花を植栽します。



その他意見より公園の魅力をも高める要素の検討

〔8〕眺望場所の設置

- ・富士山や山手本通りを眺めることのできる眺望場所を設置します。
- ・富士山をより見やすくするために電柱の移設を行います。



今後の管理について

〔9〕維持管理

- ・この公園は、港の見える丘公園の一部として、質の高い管理を行います。花壇管理など地域の皆様の活動について今後、ご相談に応じていきます。

■自由回答の要望と反対意見（抜粋）

要望		反対意見	
設備	27	若者の広場	23
雰囲気	19	ペットの遊び場	14
経済収支	10	バラ園	10
眺望	9	ビオトープ	8
観光	23	子どもの遊び場	8
(回答者数)		(回答者数)	